

令和6年度学校徴収金基本計画

1 学校で取り扱う学校徴収金の種類

- (1) 学年積立金
- (2) 生徒会費
- (3) PTA会費(PTA総合補償制度加入費を含む。)

2 徴収目的

- (1) 学年積立金 生徒の個人負担となる教材のうち、教材・教具や実習材料等の統一処理に要する経費及び遠足等の学校行事で関係者相互の利便性のために一括処理する経費
- (2) 生徒会費 生徒会活動に要する経費
- (3) PTA会費 PTA活動に要する経費及び総合補償制度加入費

3 徴収金額

- (1) 学年積立金
 - 令和6年度入学生 別紙「令和6年度生積立金徴収・執行計画」により 年間 ￥127,000.-
 - 令和5年度入学生 別紙「令和5年度生積立金徴収・執行計画」により 年間 ￥81,500.-
 - 令和4年度入学生 別紙「令和4年度生積立金徴収・執行計画」により 年間 ￥66,000.-
- (2) 生徒会費
 - 生徒会規約により 年間 ￥5,000.-
- (3) PTA会費
 - PTA会長の委任により 年間 ￥1,500.- (全学年)
 - 総合補償制度加入費 3年間 ￥4,200.- (第1学年で一括徴収)

4 徴収金の減免制度について

学年積立金、生徒会費については減免制度なし

5 徴収方法

学年積立金・生徒会費・PTA会費は、原則として保護者が指定したゆうちょ銀行の口座から引き落とすことにより徴収する。
なお、払込料金は保護者の負担とする。

6 使用する金融機関 ゆうちょ銀行

※口座名 (マスター口座)	東京都立武蔵野北高等学校
(令和6年度入学生積立金口座)	東京都立武蔵野北高等学校令和6年度生
(令和5年度入学生積立金口座)	東京都立武蔵野北高等学校令和5年度生
(令和4年度入学生積立金口座)	東京都立武蔵野北高等学校令和4年度生
(生徒会会計口座)	東京都立武蔵野北高等学校生徒会
(PTA会計口座)	東京都立武蔵野北高等学校PTA
(総合補償制度用口座)	東京都立武蔵野北高等学校PTA

7 その他

各学年の年間徴収回数及び徴収金額は裏面のとおりとする。

(裏面)

令和6年度学年別徴収金額

	項目	入学時納入金 (納入期限3/22)	前期徴収 (引落日:4/15)	後期徴収 (引落日:9/17)	年度合計
令和6年度生 (第1学年)	積立金(教材費)	35,000	17,000	—	52,000
	積立金(修学旅行)	—	25,000	50,000	75,000
	生徒会費	—	5,000	—	5,000
	P T A会費	—	1,500	—	1,500
	総合補償加入費	—	4,200	—	
	合計	35,000	52,700	50,000	137,700
令和5年度生 (第2学年)	積立金(教材費)		20,000	10,000	30,000
	積立金(修学旅行)		20,000	31,500	51,500
	生徒会費		5,000	—	5,000
	P T A会費		1,500	—	1,500
	合計		46,500	41,500	88,000
令和4年度生 (第3学年)	積立金(教材費)		30,000	36,000	66,000
	生徒会費		5,000	—	5,000
	P T A会費		1,500	—	1,500
	合計		36,500	36,000	72,500